

コンピューター等利用規程

(昭和 62 年 4 月 1 日制定)

(趣旨)

第 1 条 情報基盤センター（以下「センター」という。）が管理するコンピューターの利用については、この規程の定めるところによる。

(コンピューター)

第 2 条 コンピューターとは次のシステムをいう。

- (1) 教育及び研究用コンピューターシステム及びサーバー
- (2) 事務処理用コンピューターシステム及びサーバー
- (3) その他センター管理の通信機器及びパーソナル・コンピューター、学生に貸与された情報機器

(利用の機器)

第 3 条 コンピューターの機器利用は、原則としてセンターの責任者(以下、「責任者」という。)が指定した場所及び機器で行うこととし、特にマシン室・システム室の機器は責任者が認めた者以外は操作できない。

(利用制限)

第 4 条 責任者は、同一人が長時間同一機器を専用する場合、及び機器の調整等保守の必要がある場合は状況によりコンピューターの利用を制限することができる。

(利用の範囲)

第 5 条 コンピューターは学術研究、教育及び本法人の運営上必要な業務のためのみ利用できる。

(利用の責任及びプライバシー厳守)

第 6 条 コンピューターの利用は、利用者の責任においてなさなければならない。

- 2 コンピューターを利用して処理したデータは、そのデータの作成者、及び責任者の承認を得た者以外は利用できない。
- 3 個人に関するデータの取り扱いについては、特にプライバシーが厳守されなければならない。

(利用の資格)

第 7 条 コンピューターを利用することができる者は次に該当する者とする。

- (1) 本法人の教職員及び本法人の設置学校に籍を置く学生、院生、生徒、児童
- (2) その他特に責任者が適当と認めた者

(利用の申請)

第 8 条 コンピューターを利用しようとする者は、コンピューター利用申請書をセンターへ提出しなければならない。

(利用の承認)

第 9 条 責任者は、前条の申請が適当であると認めたときは利用者番号を付して承認する。

2 前項の利用者番号の有効期間は、1年以内とする。ただし、第7条第1号に該当する者について、在職中ないし在籍中は、特段の申し出が無い限り自動更新される。

(変更の届け出)

第10条 前条の承認を得た者(以下「利用者」という。)が申請書の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨をセンターへ届け出なければならない。

(利用の報告)

第11条 利用者は、利用者番号の有効期間が経過し、又は利用を終了するときは、速やかにその旨を報告しなければならない。

2 前項の定めにかかわらず責任者は、必要に応じて利用者に対しセンター利用の経過及び結果について報告を求めることができる。

3 利用者は成果を論文及びこれに準ずるものにより公表するときは、センターを利用した旨を明らかにし、かつ当該論文の写しをセンターへ提出するものとする。

(利用者番号の転用禁止)

第12条 利用者は、第三者に利用者番号を使用させてはならない。

(利用の取消し及び停止)

第13条 利用者が、本規程に基づく定め違反した場合及びセンターの運営に重大な支障、損害を生じせしめた場合、責任者はその者の利用承認を取消し、又は一定期間利用を停止することができる。

2 第7条第1号に定めた者が、退職ないし卒業・修了した時点で、利用は停止する。

3 第7条第1号に定めた者が、何らかの事由で、本法人より離籍した場合は、その時点で利用は停止する。

4 第7条第2号に定めた者が、有効期間内に目的を達成した時点で、利用は停止する。

(施行細則)

第14条 本規程に定めるものの他、コンピューター利用に関する必要な事項は別に定める。

(事務)

第15条 コンピューター利用に関する事務は、情報基盤センターが行う。

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、情報基盤センター会議の議を経なければならない。

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

(改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、情報基盤センター会議の議を経なければならない。

附 則

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。